二　法第六十一条第二項第一号のリース保険契約に基づく保険金の支払に係る次に掲げる事項
イ　保険金の支払に係るリース保険契約の保険証券の番号
ロ　保険金の支払の原因となった事由の発生の年月日
ハ　保険金の支払の原因となった事由の内容
ニ　保険金を支払った年月日及びその額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ設備導入促進法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　設備導入促進法人は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、設備導入促進業務の全部を廃止する日まで保存しなければならない。

（支払備金の積立て）

第四十五条　設備導入促進法人は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　リース保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及び返戻金（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、設備導入促進法人が毎事業年度末において、支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二　前号に規定するもののほか、リース保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金及び返戻金の支払のために必要と認められる金額

2　設備導入促進法人の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する保険金及び返戻金については、一定の期間を限り、業務規程に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることができる。

（資産の運用方法）

第四十六条　設備導入促進法人は、次に掲げる方法により、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行わなければならない。

一　国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券で政府が保証するものの取得

二　銀行への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

（業務の休廃止の許可の申請）

第四十七条　設備導入促進法人は、法第七十一条第一項の規定により設備導入促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（設備導入促進業務の引継ぎ）

第四十八条　法第七十二条第一項又は第二項の規定による指定の取消しに係る設備導入促進法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　経済産業大臣が指定する設備導入促進法人に帳簿その他の設備導入促進業務に関する書類を引き継ぐこと。

二　経済産業大臣が指定する設備導入促進法人にリース保険契約に係る責任準備金及び支払備金に相当する額の金銭を引き継ぐこと。